

別添12：事業部別コンサルタント契約状況
 役務実施契約（金額）平成12年度

		A1	A2	合計
社会開発調査部	金額	270,658	149,664	420,322
	割合	64%	36%	100%
農業水産開発調査部	金額	78,446	53,666	132,112
	割合	59%	41%	100%
鉱工業開発調査部	金額	199,835	82,729	282,564
	割合	71%	29%	100%
小計（開発調査担当部）	金額	548,939	286,059	834,998
	割合	66%	34%	100%
社会開発協力部	金額	87,083	58,274	145,357
	割合	60%	40%	100%
医療協力部	金額	31,175	9,553	40,728
	割合	77%	23%	100%
農業開発協力部	金額	33,670	32,928	66,598
	割合	51%	49%	100%
森林・自然環境協力部	金額	124,585	34,235	158,820
	割合	78%	22%	100%
鉱工業開発協力部	金額	42,540	25,180	67,720
	割合	63%	37%	100%
小計（プロ技担当部）	金額	319,053	160,170	479,223
	割合	67%	33%	100%
アジア第一部	金額	81,576	60,918	142,494
	割合	57%	43%	100%
アジア第二部	金額	51,916	24,591	76,507
	割合	68%	32%	100%
中南米部	金額	52,212	13,662	65,874
	割合	79%	21%	100%
アフリカ・中近東・欧州部	金額	77,345	55,195	132,540
	割合	58%	42%	100%
小計（地域部）	金額	263,049	154,366	417,415
	割合	63%	37%	100%
無償資金協力部	金額	63,346	44,957	108,303
	割合	58%	42%	100%
企画評価部	金額	90,412	5,469	95,881
	割合	94%	6%	100%
その他	金額	34,028	12,925	46,953
	割合	72%	28%	100%
小計(その他)	金額	187,786	63,351	251,137
	割合	75%	25%	100%
合計	金額	1,318,827	663,946	1,982,773
	割合	67%	33%	100%

出典：平成12年度 コンサルタント契約実績調査書

A1：プロポーザルが複数の社から提出された場合
 A2：プロポーザルが1社からしか提出されなかった場合

別添 13：委任契約と請負契約の相違及び JICA のコンサルタント契約

	判定基準	委任	請負	役務提供契約	業務実施契約
1	契約の性質及び目的	業務の処理自体が目的	業務の完成と引き渡しが目的	原則として業務の処完成と引き渡しを目的としているが、「付属書」での業務内容の定義により、業務の処理自体に力点が置かれるケースが多い。	原則として業務の完成と引き渡しを目的としているが、「付属書」での業務の定義により、業務の処理自体が目的に含められる場合もある。
2	他人による業務の代替性	なし	あり	なし	なし
3	業務の遂行に当たり、個々の作業について指揮命令・監督を受けるか	受けない (場所的・時間的拘束等を受けず、かつ一定の裁量権を伴う労務の提供)	受けない (自己の計算と責任で行う独立した労務の提供)	受けない (但し、場所的・時間的拘束を一部受ける場合がある。)	受けない (但し、場所的・時間的拘束を一部受ける場合がある。)
4	業務の遂行に必要な旅費・設備・備品等にかかる経費の負担	なし (委託者負担)	あり (請負人負担)	なし (委託者負担)	なし (委託者負担)
5	引き渡しが終わっていない成果 (完成品) が不可抗力で滅失した場合、報酬請求権はあるか	原則としてあり	原則としてなし	不明	不明
6	労災保険、障害保険等の付保	委託者側にて付保	受託者側にて付保	受託者側にて付保	受託者側にて付保

別添14：役務提供契約での契約M/Mと実際時間数の比較例

調査内容	契約M/M			契約時間1	契約時間2	実際時間	比率（実際時間÷契約時間）	
	現地	国内	合計	150時間	171時間		150時間	171時間
事前調査（プロ技） 計画分析/PCM	0.47	1.17	1.64	246.0	280.4	314.0	1.2764	1.1198
在外開発調査	1.50	0.17	1.67	257.2	285.6	424.0	1.6485	1.4846
短期調査（プロ技） PCM/参加型計画	0.87	0.43	1.30	200.2	222.3	269.0	1.3437	1.2101
調査研究	0.00	2.00	2.00	308.0	342.0	366.0	1.1883	1.0702
テーマ評価	0.50	1.00	1.50	231.0	256.5	466.0	2.0173	1.8168
終了時評価（プロ技）	0.47	0.50	0.97	149.4	165.9	250.5	1.6767	1.5099
終了時評価（プロ技）	0.57	0.40	0.97	149.4	165.9	286.0	1.9143	1.7239
プロジェクト評価	0.00	1.17	1.17	180.2	200.1	201.5	1.1182	1.0070
中間評価（チーム派遣）	0.60	0.40	1.00	154.0	171.0	250.5	1.6266	1.4649
終了時評価（プロ技）	0.50	0.33	0.83	127.8	141.9	216.0	1.6901	1.5222
			13.1	2003.2	2231.6	3043.5	1.5193	1.3638

契約時間1：週35時間として、 $35 \times 30 \div 7$ で算出

契約時間2：週40時間として、 $40 \times 30 \div 7$ で算出

契約M/Mと実際時間から契約M/M当たりの実際時間を算出すると、232時間となる。

別添 15：他の援助機関の包括契約の概要

機関名	有無（名称）	概要
二国間機関		
USAID （米国）	Indefinite Quantity Contract (IQC)	短期契約を迅速に行うために、特定分野のサービスに関する包括契約を特定の複数企業との間で結ぶ。期間は通常 3-5 年。 IQC 企業の選定時は、組織の能力、過去の実績、人員の質で評価。費用（専門家の単価）の見積りも提示する。 個別の案件が 25 万ドル以上の場合は、複数の IQC 企業にプロポーザル提出依頼をして競争させる（方法論及び価格）。
DIFID （英国）	Umbrella Type Contract	Enabling Agreement (EA) と Resource Centre Agreements (RCA)の 2 種類がある。 EA は、短期の準備期間で迅速にコンサルティングサービスを要請できるための枠組みであり、EA 契約段階では特に発注のコミットはしない。契約期間は 3 年プラス 2 年の延長オプション。 RCA は契約段階であらかじめ最低雇用日数が定められ、DIFID はコンサルタントの雇用の有無に係らず、最低この日数分の報酬を支払わなければならない。
CIDA （カナダ）	Standing Offer Arrangement (SOA)	通常の契約同様の選定プロセスを経て、専門性が同一の企業を 10-15 社選定する。期間は 3 年で、一企業当たり 70 万加ドルの契約上限がある。個別の業務オーダーは原則 1 件 10 万加ドル以下で、SOA 企業間で順番に発注される。
AusAID （オーストラリア）	Periodic Contract	短期のコンサルティングサービスを迅速に調達することが目的。契約期間は通常 2-3 年。
GTZ （ドイツ）	なし	N/A
DGCID （フランス）	なし	N/A
国際機関		
WB	なし	N/A
IDB	なし	N/A
EBRD	Framework Contract	期間 5 年（詳細不明）
ADB	なし	N/A
UNDP/OPS	なし	N/A

出典：コンサルタント等契約実態調査（プロジェクト研究）、平成 13 年 10 月、JICA

別添 16 : JICA 業務実施契約 積算・精算体系

	積算方法	精算方法	証拠書類 の提出
I. 直接費			
1. 直接経費			
(1) 調査旅費			
航空運賃	個別積み上げ	実額精算 ¹	要
上記以外	規定単価×計画日数（泊数）	規定単価×実績日 数（泊数）	不要
(2) 現地調査費			
1) カテゴリー A	現地調査 1 M/M 当たりの単 価が国毎に定められており、 現地調査 M/M×単価	現 地 調 査 実 績 M/M×契約単価	不要
2) カテゴリー B	個別積み上げ	実額精算 ²	要
(3) 資機材等購送費			
(4) 報告書作成費			
(5)			
2. 直接人件費			
(1) 現地調査	業務従事者別単価×従事期 間	同左	不要
(2) 国内作業			
II. 間接費			
1. 諸経費	直接人件費×一定割合	同左	不要
2. 技術経費	(直接人件費+諸経費)×一 定割合	同左	不要

¹ 契約額と実績額のうち少ない金額での精算。但し、飛行機料金の改訂による増額可能。

² 契約額と実績額のうち少ない金額での精算。

別添 17：「説明責任」の定義について

本調査の有識者会議を通じ、JICAにおける説明責任がともするとその「正確性」、「合規制」の側面のみにつき議論され、結果に対する説明責任が見落とされがちであるように見受けられたため、以下に CIDA、DAC、OECD、世界銀行の刊行物から抜粋した「説明責任 (accountability)」の定義を紹介する。世界的に見ても合規性よりは結果責任を重視する傾向にあると言える（特に OECD の定義参照）。

また、日本の会計検査院に当たる英国の「National Audit Office」の会計検査を行う指針の一つである「Value for Money Audit」の記述の抜粋をここに記載する。英国では「正確性」「合規制」と並び「結果の有効性」や結果をもたらすための資源が効率的・経済的であったかどうか、についても検討することが分る。JICA の独立行政法人化に際しての効率性追求という命題を検討する際に多いに参考になると思われる。

ちなみに日本の会計検査院でも結果に関する経済性・効率性及び有効性の観点からの検査である、いわゆる「3E 検査」の拡充に努めてきたことは特筆に価する。但し、その焦点は主に事業の有効性にあるようである。その点の方針についての記載を抜粋し転記する。

I. 「説明責任」についての定義

1. “Sector Wide Approaches, Accountability and CIDA: Issues and Recommendations” – Mark Schacter, Institute on Governance, Ottawa, Canada, Prepared for: Policy Branch, Canadian International Development Agency, January 2001

“Two distinct kinds of accountability relationships shape the relationship between the donor agency and its own government: accountability for the agency’s program performance (i.e. the efficiency and effectiveness of the agency’s operations) and accountability for compliance with the budget law (i.e. assurance that the agency’s resources spent are in accordance with budgetary law and provisions). Each type of accountability is necessary, and complements the other.”

2. Development Assistance Committee – “Principles for Evaluation of Development Assistance” Organisation for Economic Co-operation and Development, Paris 1991

“8 The accountability notion of evaluation referred to here relates to the developmental results and impact of development assistance.”

3. “Towards Performance-Based Accountability – Issues for Discussion” prepared by Sigurdur Helgason, PUMA Secretariat, Public Management Service, ©OECD, 1997

“Accountability has different meaning in different countries, reflecting among other factors different administrative traditions. Accountability arrangements within a country may even vary according to the status and form of organisations, nature of activities and level of government. Despite these differences, there are common themes that make discussion of accountability both relevant and timely. The most important issue appears to be explicit or implicit efforts of Governments to move from traditional compliance-based accountability toward performance-based accountability”. (筆者附線)

4. “Action Learning Program on Participatory Processes for Poverty Reduction Strategies – Part 1: Draft for Discussion, Accountability to the Poor: Experiences in Civic Engagement in Public Expenditure Management” The Participation Group, Social Development Department, The World Bank

(ホームページ : www.worldbank.org/participation/web/webfiles/cepemsynthesis.htm 参照)

“Accountability refers to the way in which government exercises responsibility in making known how it intends to make decisions or actions, the actual decisions and actions that it makes as well as the result or outcome of such decisions and actions.”

II. 英国「National Audit Office」の Value for Money Audit について

英国「National Audit Office」のホームページ中、「The Role of The National Audit Office」から以下の部分を抜粋し転記。

Value for Money Audit

Around 50 reports to Parliament are presented each year by the Comptroller and Auditor General on the value for money with which Government departments and other public bodies have spent their resources. Under the 1983 National Audit Act, the National Audit Office can examine and report on the economy, efficiency and effectiveness of public spending. We use the following definitions for the ‘three Es’:

- Economy: minimising the cost of resources used or required – **spending less**;
- Efficiency: the relationship between the output from goods or services and the resources to produce them – **spending well**; and
- Effectiveness: the relationship between the intended and actual results of public spending – **spending wisely**.

Our value for money work covers a wide range of issues. Our reports range from examining the entire operation of the criminal justice system to the major procurement projects of the Ministry of Defence and the administration of European Union schemes by the Ministry of Agriculture, Fisheries and Food. We identify topics for examination from careful monitoring and analysis of the risks to value for money across the full range of our responsibilities. And we use staff with a wide range of professional expertise, bringing in outside consultants where necessary.

(注：波下線は筆者が付記)

III. 会計検査院の検査の観点について

会計検査院のホームページ中、「検査の観点の多角化」を抜粋し転記。

検査の観点の多角化

業績の評価も – 3E検査の充実拡大–

会計検査院では、正確性、合規性、経済性・効率性及び有効性などの観点から検査を行っています。これらのうち、有効性の観点からの検査に取り組むようになったのは昭和 40 年頃になってからですが、伝統的に合規性の観点からの検査が比較的大きい比重を占めてきました。

しかし、近年、行政改革などによる効率的な行財政の執行が強く求められていることから、経済性・効率性さらには有効性の観点からの業績評価型の検査の充実拡大に努めています。経済性・効率性及び有効性の検査は、それぞれの英語の頭文字が「E」（Economy、Efficiency、Effectiveness）であることから、「3E検査」と呼ばれています。

平成 9 年 12 月に会計検査院法が改正され、前記 4 つの観点のほか、会計検査に必要な観点から検査を行うこととする旨が法定されました。正確性・合規性はもとより、広く事業や施策の評価が求められる中で、3E検査の根拠を明定し、事後評価を担う会計検査の機能の拡充を期したものです。会計検査院は、その期待にこたえ、3E検査、中でも特に事業の施策の効果を問う有効性の検査の拡充強化に努めることにしています。

12 年度検査報告においても、[検査報告の特色](#)に示したように、有効性の検査を始めとして3E検査の成果を多数掲記しています。

また、中央省庁等改革基本法等により、政府においては、必要性や有効性等の観点から政策の効果を分析する評価システムの導入が図られていますが、会計検査院としては今後同システムも手掛かりにして有効性等の検査の更なる充実を図るとともに、政府の外部監査機関として、評価が適切に行われるよう留意していきたいと考えています。

Copyright (C), 1997-2002 Board of Audit

別添 18：契約方式の改善案と選定方式

現行制度		改善案	
契約方式	選定方法	契約方式	選定方法
業務実施契約	精算条件付請負契約 (請負契約の要素強い)	本格プロポーザル	精算条件のない請負契約 (但し、業務実施計画に基づき業務の実施等の条件を付す)
役務提供契約	精算条件付請負契約 (委任契約の要素強い)	簡易プロポーザル (その1及びその2)	本格プロポーザル 1
			本格プロポーザル 2
			精算条件付き請負契約 (現行の役務提供契約をほぼ踏襲)
			簡易プロポーザル (その1及びその2)

本格プロポーザル 1：現行の業務実施契約に適用されるプロポーザルをほぼ想定

本格プロポーザル 2：現行の業務実施契約に適用される「プロポーザル」と役務提供契約に適用される「簡易プロポーザル」の中間的なものを想定

別添 19：包括契約の例

以下に示す例は、評価業務に包括契約を導入する場合の一つの例であり、導入に向けて議論する場合の叩き台とするために提示するものである。本調査においては、具体的かつ詳細な適用方法の提案に必要な詳細な検討を行っていないため、具体的な導入にあたっては、JICA において詳細な検討が加えられるべきである。

(1) 適用方針

- 包括契約に基づく調達は、実施予定額 500 万円未満の契約に限定し、それを上回る契約は通常の公示プロセスによる。
- 一部の契約については、包括契約者の中から選定すると同時に一般への公示も行う（併用型）。評価業務全体のうち、通常の公示プロセスによるものと、一般への公示も行う併用型を併せて 3 分の 1 以上になるようにする。（包括契約者以外の参入可能性を一定数保証するため）

(2) 事前選定

- 包括契約者は公募し契約審査基準を設け、20-30 名程度登録。（この場合適用単価も考慮する。）
- 包括契約者は事前に CV、類似案件経験、得意分野、希望分野等を登録する。
- 包括契約者は毎年見直し、業務内容が基準に満たなかった者、応諾件数が極端に少なかったものをリストからの削除対象とする他、公募による追加を行い、毎年一定率の入れ替わりを行う。

(3) 個別業務の発注

① 一般からの公募を認めない場合

- 各事業部は包括契約者の中から 3 名リストアップし、調達部へ伝達
- 調達部は順番に従って 2 名を追加し、選定された包括契約者へ連絡
- 選定された包括契約者から業務の受託の可否と見積書を提出

② 一般からの公募を認める場合

- 各事業部は登録者の中から事前に 3 名リストアップし、調達部へ伝達。
- 調達部は順番に従って 2 名を追加し、選定された包括契約者へ連絡と同時に公示（包括契約方式による選定が行われていることを明示）。
- 選定された包括契約者から業務の受託の可否と見積書を提出。一般からは通常の簡易プロポーザルと見積書の提出を受ける。

(1) 選定

- ① 一般からの応募を認めない場合、又は公示による応募がなかった場合
 - 業務を受託が可能と回答した包括契約者のうち、最低見積価格を提示した者と契約。(選定された包括契約者間では技術点の差はないとの仮定をおく。)

- ② 公示による応募があった場合
 - 登録者以外からの応募者と選定された包括契約者中最低価格提示者との間で、質価格総合評価による選定を実施する。

別添 20：積算基準の運用と積算基準の公表・明示の必要性

		積算基準との比較単位			
		個々の業務従事者の直接人件費単価、諸経费率、技術経费率で比較 (=現行の方法)	直接人件費総額、諸経費、技術費の各費目毎で比較	技術費全体で比較	見積額（実施計画額）総額で比較
契約交渉での積算基準の適用方法	厳密に適用し、これを越えることは一切認めない (=現行の方法)	① 高 ② 高 ③ 高 ④ 高	① 高 ② 高 ③ 低 ④ 高	① 高 ② 高 ③ 低 ④ 低 (*1)	① 高 ② 高 ③ 低 ④ 低 (*2)
	場合によって例外を認めることがある。	① 高 ② 高 ③ 中 ④ 中	① 高 ② 高 ③ 低 ④ 中	① 高 ② 高 ③ 低 ④ 低 (*1)	① 高 ② 高 ③ 低 ④ 低 (*2)
	積算基準は、単なる目安として運用する。	① 高 ② 高 ③ 低 ④ 低	① 高 ② 高 ③ 低 ④ 低	① 低 ② 低 ③ 低 ④ 低	① 低 ② 低 ③ 低 ④ 低

- ① 直接人件費単価表の公表の必要性
- ② 諸経费率、技術経费率の計算方法とその率の幅の公表の必要性
- ③ 当該案件に適用される個々の業務従事者毎の直接人件費単価の公示情報等での明示の必要性
- ④ 当該案件に適用される諸経费率、技術経费率の公示情報等での明示の必要性

*1 当該案件の技術費予算総額を公示情報で明示する必要性は高い

*2 当該案件の予算総額を公示情報で明示する必要性は高い